

議事要旨(2) 改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」及び改正企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、当委員会では本年3月に、マネジメント・アプローチを採用した「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を公表したところであるが、セグメント情報開示専門委員会では、セグメント情報等の四半期財務諸表における取扱いについて引き続き検討を行っており、本日の委員会では、本改正会計基準及び本改正適用指針について最終公表の議決をお願いしたい旨の説明があった。引き続き、高津研究員より、委員会における意見を踏まえた文案の修正内容について説明がなされた後、委員から主に次のような意見があった。

- ・ 四半期会計基準には、すでに廃止することとされた後入先出法の取扱いに関する記述もあるため、今後も検討を継続されたい。  
これに対し事務局からは、四半期会計基準には企業結合における持分プーリング法に関する記述などもあり、当委員会が公表する企業結合会計基準等の改正を踏まえ、見直しを行っていくとの説明がなされた。
- ・ 本改正会計基準の結論の背景に、新たな項を設けた理由を確認したい。  
これに対し事務局からは、事務局内部で検討した結果、結論の背景において、今回の改正の経緯についても説明すべきとされたため、今回の文案で追加したものである旨が説明された。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者 12 名全員の賛成により、本改正会計基準及び本改正適用指針の公表が承認された。

以 上